

## 別記3

### 農業改良資金利子補給契約約款

#### (利子補給金の支給)

第1条 政府は、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が貸し付けた農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第2条の農業改良資金（法に定めるところにより貸し付けられたものに限る。）につき、この約款の定めるところにより、日本公庫に対し、利子補給金を支給するものとする。

#### (利子補給金の支給の年限)

第2条 政府が利子補給金を支給する年限は、当該利子補給金の支給に係る農業改良資金の貸付けをした年度以降15年度とする。

#### (利子補給金の支給に係る期間)

第3条 利子補給金は、毎年4月1日から同年9月30日までの期間（以下「上期」という。）に係るもの及び同年10月1日から翌年3月31日までの期間（以下「下期」という。）に係るものに分けて、支給するものとする。

#### (利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、前条に規定する期間ごとに、当該利子補給金の支給に係る農業改良資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした計算上の貸付残高を超えるときは、当該計算上の貸付残高）につき、告示により農林水産大臣が定める利率により計算した額の合計額とする。

#### (利子補給金の交付の申請)

第5条 日本公庫は、利子補給金の交付を受けようとするときは、次項に定める期間内に別記3様式1により利子補給金交付申請書（兼支払請求書）を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 当該利子補給金交付申請書の提出は、上期に係るものについては同年9月1日から同年9月10日までの期間に、下期に係るものについては翌年3月1日から翌年3月10日までの期間に行うものとする。ただし、当該申請書の作成に当たっては、見込額とすることを妨げない。

3 農林水産大臣は前項に規定する申請書の提出時期以外であっても、農業改良資金の貸付けの円滑な実施を図る上で必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、日本公庫に利子補給金交付申請書（兼支払請求書）を提出させることができるものとする。

#### (利子補給金の支払)

第6条 農林水産大臣は、前条第1項による支払請求書の提出があったときは、調査のため日時を要する場合を除き、適当と認めるときは当該支払請求書の提出の日の属する月

の末日までに、利子補給金を支払うものとする。

(貸付実行報告)

第7条 日本公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る農業改良資金の貸付けを行ったときは、上期及び下期の末日から1カ月以内に、別記3様式2による貸付実行報告書により農林水産大臣に報告しなければならない。

- 2 日本公庫は、前項の規定により報告した貸付けの条件等の事項に変更があったときは、上期に変更があったものについては同年11月15日までに、下期に変更があったものについては翌年5月15日までに、それぞれ別記3様式3による貸付条件等変更報告書により農林水産大臣に報告しなければならない。

(回収状況報告)

第8条 日本公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る農業改良資金の回収状況に関し、上期に回収したものについては同年11月15日までに、下期に回収したものについては翌年5月15日までに、それぞれ別記3様式4による回収状況報告書により農林水産大臣に報告しなければならない。

(事業完了報告)

第9条 日本公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る各事業年度の融資事業が完了したときは、別記3様式5による事業完了報告書により、その実績を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、当該事業の完了後遅滞なく行わなければならない。

(実績報告)

第10条 日本公庫は、第5条の利子補給金の交付に係る一会計年度の実績を、別記3様式6による会計年度実績報告書により、翌年度の5月末日までに農林水産大臣に報告しなければならない。

(利子補給金額の確定等)

第11条 農林水産大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の審査を行い、当該利子補給金の額を確定し、日本公庫に通知する。

- 2 農林水産大臣は、日本公庫に交付すべき利子補給金の額を確定した場合において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときは、その超える部分の利子補給金の返還を命ずるものとする。